

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ 栄養士法施行細則の一部を改正する規則  
（県例規集登載）

健康推進課

### 【告示】

○ 令和二年度県統計調査の実施

統計分析課

○ 指定居宅サービス事業者等の指定

指導監査室

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

健康推進課

○ 辞退

健康推進課

○ 知事指定薬物の指定

医薬安全課

○ 保安林の指定予定

治山課

○ 岡山県収入証紙売りさばき人の指定

会計課

### 【公告】

○ 一般競争入札の実施

危機管理課

○ 公共測量の実施

監理課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○

〃

○

〃

○

〃

○

〃

○ 落札者等の決定

用度課

○

〃

○

〃

○

〃

### 【選挙管理委員会】

○ 政治団体の名称等の公表

選挙管理委員会

○ 政治団体の代表者等の異動

〃

○ 資金管理団体の名称等の公表

〃

○ 個人演説会等を開催することができる施設

〃

○

〃

○ 個人演説会等を開催することができる施設

〃

○ 設の指定の取消し

〃

○

〃

◎岡山県規則第六十号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則(昭和三十年岡山県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「栄養士免許申請書(様式第一号)による」を「知事が別に定める」に改める。

第二条中「栄養士名簿訂正・栄養士免許証書換え交付申請書(様式第二号)」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第三条中「栄養士名簿登録抹消申請書(様式第三号)」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第四条中「栄養士免許証再交付申請書(様式第四号)」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第五条中「栄養士免許証返納届(様式第五号)」を「知事が別に定める返納届」に改める。

第六条中「様式第六号による」を「知事が別に定める」に改める。  
様式第一号から様式第六号までを削る。

附 則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。

# 令和2年8月28日 岡山県公報 第12223号

## ◎岡山県告示第四百六十号

令和二年度において、次に掲げる県統計調査を実施する。

令和二年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 県統計調査の名称及び目的

#### 1 名称

岡山県産業廃棄物実態調査

#### 2 目的

県内事業所を対象として産業廃棄物の発生から処分までの状況の実態を把握し、令和三年度に策定する第五次岡山県廃棄物処理計画の基礎資料を得る。

### 二 県統計調査の対象の範囲

日本標準産業分類に掲げる大分類のうち、「金融業、保険業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」及び「分類不能の産業」を除く産業に属する従業員五人以上の県内事業所

### 三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

#### 1 報告を求める事項

事業所及び事業の概要、事業活動業指標、廃棄物の発生量、排出量、中間処理状況、処分状況等

#### 2 基準となる期日又は期間

平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

### 四 報告を求める者

二の県内事業所のうち約五千事業所

### 五 報告を求めるために用いる方法

郵送調査

### 六 報告を求める期間

令和二年九月一日から同年十月九日まで

### 七 実施部課名

環境文化部循環型社会推進課

# 令和2年8月28日 岡山県公報 第12223号

## ◎岡山県告示第四百六十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和二年八月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

ナーシングホーム三愛ショートステイ

#### 2 所在地

岡山県笠岡市笠岡一〇八〇番地の一

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

社会福祉法人サンフェニックス

#### 2 所在地

広島県福山市瀬戸町地頭分小立二七二一

### 三 指定年月日

令和二年九月一日

### 四 介護保険事業所番号

三三七〇五〇一〇一一

### 五 サービスの種類

短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護

◎岡山県告示第四百六十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和二年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称 所在地

ファーマシイ薬局たかや

井原市高屋町二四六一

指定年月日

令和二年八月十七日

令和2年8月28日 岡山県公報 第12223号

◎岡山県告示第四百六十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和二年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

ファーマシイ薬局たかや

所在地

井原市高屋町二四七一

辞退年月日

令和二年八月十七日

# 令和2年8月28日 岡山県公報 第12223号

## ◎岡山県告示第四百六十四号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和二年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 知事指定薬物の名称

- 1 四―メチル―フェニル―ニ―（ピロリジン―イール）ペンタン―イール（通称名  $\alpha$ -PiHP、 $\alpha$ -PHiP）及びその塩類
- 2 N―ニ―「ニ―（フラン―ニ―イール）エチル」ピペリジン―イール、  
―フェニルプロパンアミド（通称名 Furanylethylfentanyll、  
FUEF）及びその塩類
- 3 ニ―（ニ・五―ジメトキシ―四―メチルフェニル）―ニ―メトキシエタンアミ  
ン（通称名 BOD、 $\beta$ -METHOXY-NC-D）及びその塩類
- 4 N―フェニル―ニ―「ニ―（ニ―フェニルエチル）ピペリジン―イール」  
ニ―メチルプロパンアミド（通称名 Isobutyrylfentanyl）及  
びその塩類

- 5 「―（シクロヘキシルメチル）―イール」三―イール（四―メトキ  
シナフタレン―イール）メタノン（通称名 CHMO-81）及びその塩類

### 二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがある  
と認められるため

### 附 則

この告示は、令和二年八月二十九日から施行する。

# 令和2年8月28日 岡山県公報 第12223号

## ◎岡山県告示第四百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和二年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 保安林予定森林の所在場所

真庭市関字立畑二二二一、二二二三、二二二四、二二二七、四八一四、四八一五、四八一八、四八二七、四八二九、字家ノ上二二三七、字上端四八〇二の一、四八〇三の一、四八〇三の二、四八〇五の一、四八〇五の二、四八〇六の一、四八〇六の三、四八一九、四八二〇の一、四八二一の一、四八二二の二、四八二二の一、字三本木四八〇七の一から四八〇七の七まで、四八〇八から四八一〇まで、字エゲノ奥四八二八

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字立畑二二二一、二二二三、二二二四、二二二七、四八一八、四八二九、字家ノ上二二三七、字三本木四八〇八、四八〇九

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和2年8月28日 岡山県公報 第12223号

◎岡山県告示第四百六十六号

岡山県収入証紙条例（昭和三十九年岡山県条例第二十一号）第五条第一項の規定により、令和二年八月十八日付けで、次のとおり岡山県収入証紙売りさばき人を指定した。

令和二年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

備前市大内九四六番地	所在地	売りさばき人
ウエストジャパン株式会社 吉村 充司 代表取締役	名称及び代表者の氏名	売りさばき場所
備前市中区清水四一八番地 備前市大内九四六番地		

〔三八四〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和二年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

通信機能強化事業災害オペレーション機能高度化業務

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び通信機能強化事業災害オペレーション機能高度化業務特記仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(4) 履行場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに令和2年度において県が発注する役務の提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年岡山県告示第41号（役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）

を有する者で、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿の業務種目の大分類「7機械設備等保守点検」、小分類「5設備（建物等の保守管理以外）」の格付区分がAであるものであること。

# 令和2年8月28日 岡山県公報 第12223号

- (2) 元請負人又は受託人として、国又は地方公共団体においてこの公告に示した業務と同等規模以上の音響・映像システムの構築又は改修の請負又は受託実績を有する者であること。
  - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
  - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
  - (5) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
  - (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けている者でないこと。
  - (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 3 競争入札参加資格の申請手続
- この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
- (1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先  
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県総務部財産活用課庁舎管理班  
電話 (086) 226-7234
  - (2) 申請書の提出期限  
令和2年9月11日（金） 正午
- 4 入札手続等
- (1) 入札説明書等の交付の場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所  
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県危機管理課防災通信班（岡山県庁4階）

電話 (086) 226—7294

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和2年8月28日(金)から同年9月11日(金)まで(県の休日(岡山県の休日)を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日)をいう。以下同じ。)を除く。)の午前9時から午後5時まで。

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ1キログラム以上2キログラム未満であるので、注意すること。

なお、入札説明書等のうち、特記仕様書を除くものについては、岡山県危機管理課ホームページ(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/12/>)からダウンロードすることもできる。

(3) 入札説明会  
開催しない。

(4) 入札参加申出手続

ア 入札参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

(ア) 一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書

(イ) 2(2)の要件を満たしていることを確認できる書類

イ 提出期間

令和2年8月28日(金)から同年9月11日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

ウ 提出場所

(1)の場所に同じ。

エ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は信書便によるものに限る。5(2)において同じ。)

5 入札及び開札

(1) 日時及び場所

令和2年10月7日(水) 午後1時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課入札室(岡山県宇地下1階)

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者(以下「本人」という。)又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印(封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に1(2)の件名及び(1)の日時を記載したものに限り)をして、郵送等により、令和2年10月6日(木)の午後5時までに4(1)の場所に到着するように送付すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(2) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4(4)の参加資格確認申請書を提出した者は、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured :

Functional enhancement of radio communications for disaster prevention and administration

(2) Contract period :

From contract date through 31 March 2021

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

1 : 00 P.M. 7 October 2020

(tenders sent by mail must be received by 5 : 00 P.M. 6 October 2020)

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Crisis Management Division, 2-4-6,  
Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, 700-8570, Japan  
TEL : 086-226-7294

# 令和2年8月28日 岡山県公報 第12223号

〔三八五〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、津山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和二年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

津山市全域	測量区域
公共測量（空中写真測量）	測量の種類
令和二年八月十三日から令和三年三月十五日まで	測量期間

# 令和2年8月28日 岡山県公報 第12223号

〔三八六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字西延五〇〇―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区福富東一丁目七―三八ライトビューテイ武田三〇一号

木口 諒

木口真理子

三 許可番号

岡山県指令建指第八八号

# 令和2年8月28日 岡山県公報 第12223号

〔三八七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字杉ノ木一七三九―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市小寺一九九〇アメニティ総社二〇一号

小林 由典

小林 七美

三 許可番号

岡山県指令建指第一一六号

# 令和2年8月28日 岡山県公報 第12223号

〔三八八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市立川字下沢四六〇―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市東区南古都六二六―二〇

木津 章文

木津 絹枝

三 許可番号

岡山県指令建指第八一号

# 令和2年8月28日 岡山県公報 第12223号

〔三八九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字八神四〇三一八、四〇三一九、四〇四一八、四〇四一九、四〇八一

一八、中央六丁目二五一一〇九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市門田三二六一一 シャルマン・アヴニール一〇二

原田 昌洋

三 許可番号

岡山県指令建指第一五七号

# 令和2年8月28日 岡山県公報 第12223号

〔三九〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字寺ノ西五六六一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西郡九三六一五 サニー・一里松一〇三

仁熊 章雅

三 許可番号

岡山県指令建指第四六号

# 令和2年8月28日 岡山県公報 第12223号

〔三九一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和二年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 四七六式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

令和二年七月一日

四 落札者の氏名及び住所

Gateシステムズ株式会社

岡山市北区下中野七〇八番地一〇七

五 落札金額

五二、四五四、二四八円（うち消費税額及び地方消費税の額四、七六八、五六八円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

令和二年五月二十二日

# 令和2年8月28日 岡山県公報 第12223号

〔三九二〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和二年八月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 三六八式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

令和二年七月一日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社両備システムズ

岡山市南区豊成二丁目七番一六号

五 落札金額

二九、二六七、〇四〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、六六〇、六四〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

令和二年五月二十二日

# 令和2年8月28日 岡山県公報 第12223号

〔三九三〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和二年八月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

## 一 落札物品の名称及び数量

(一) I P R形移動用無線機（車載用） 三六八式

(二) I P R形移動用無線機（携帯用） 三二式

(三) I P R形オートバイ用無線機 三二式

## 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

## 三 落札者を決定した日

令和二年七月十五日

## 四 落札者の氏名及び住所

三菱電機株式会社中国支社

広島市中区中町七番三二号

## 五 落札金額

三四〇、七五二、八四〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三〇、九七七、四四〇円）

## 六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 七 入札公告日

令和二年六月五日

# 令和2年8月28日 岡山県公報 第12223号

〔三九四〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和二年八月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

(一) I P R形携帯用無線機 二二七式

(二) I P R形受令機 三〇式

(三) I P R形携帯用無線機用取扱説明書 一冊

(四) I P R形受令機用取扱説明書 一冊

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

令和二年七月十五日

四 落札者の氏名及び住所

アイコム株式会社

大阪市平野区加美鞍作一丁目六番一九号

五 落札金額

六八、七一三、七〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額六、二四六、七〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

令和二年六月五日

◎岡山県選管告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

令和二年八月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

一 法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第一号)	公職の候補者の氏名及び公職 の種類(第二号)	届出年月日
鎌田桂輔後援会	鎌田桂輔	鎌田泰信	総社市下原八九五	衆議院議員	鎌田桂輔、衆議院議員	令和二・七・三
親ゆうじろう後援会	親佑次郎	小野知久	倉敷市宮前七二一五			令和二・七・二三
成田賢一後援会	成田賢一	成田郁枝	加賀郡吉備中央町上野二二八〇一三八			〃 七・一三

二 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
親ゆうじろう後援会	親佑次郎	小野知久	倉敷市宮前七二一五	令和二・七・二三
成田賢一後援会	成田賢一	成田郁枝	加賀郡吉備中央町上野二二八〇一三八	〃 七・一三

成田賢一後援会

成田賢一

成田郁枝

加賀郡吉備中央町上野二二八〇一三八

〃 七・一三

# 令和2年8月28日 岡山県公報 第12223号

◎岡山県選管告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。

令和二年八月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党岡山県看護連	井上純子	代表者の氏名	井上純子	江尻美恵子	令和二・七・四
盟支部					

立憲民主党岡山県連合	難波奨二		難波奨二	高井崇志	七・三〇
------------	------	--	------	------	------

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
安東しようじ後援会	安東弘勝	政治団体の名称	安東しようじ後援会	安東章治後援会	令和二・七・一三
〃	〃	代表者の氏名	安東弘勝	安東章治	〃
〃	〃	会計責任者の氏名	安東寿夫	安東美孝	〃
えびすひとし後援会	戎 斉		奥舎達典	田井義明	七・二〇
大口道夫後援会	大口道夫	政治団体の名称	大口道夫後援会	大口みちお後援会	六・三〇
大森雅夫後援会	片山浩子	代表者の氏名	片山浩子	野上 要	七・八
岡山県看護連盟	井上純子		井上純子	江尻美恵子	七・四
片岡聡一後援会	大角昭三	主たる事務所の所在地	総社市駅南二一五―二二	総社市真壁六〇六一―	三・二五
片山篤後援会	重近継明		久米郡久米南町神目中四七七	久米郡久米南町下弓削四九二二	七・九
雅友会	片山浩子	代表者の氏名	片山浩子	野上 要	七・八
さらなる高みへ飛躍おか	片山浩子		片山浩子	野上 要	〃
やま	〃		〃	〃	〃
全国林業政治連盟岡山県	小野泰弘		小野泰弘	井手紘一郎	六・三〇

令和2年8月28日 岡山県公報 第12223号

萩原誠司後援会 〃 支部

森本正章 〃 会計責任者の氏名  
主たる事務所の所在地

池田 稔  
美作市朽木三〇一―一

吉岡 哲哉  
美作市朽木三〇九―一

〃 〃

〃  
七・二二

◎岡山県選管告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

令和二年八月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

資金管理団体の届出をした

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

指定年月日

者（代表者）の氏名

鎌田桂輔

衆議院議員

鎌田桂輔後援会

総社市下原八九五

令和二・七・一

◎岡山県選管告示第四十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設として、美咲町選挙管理委員会から、次の施設を指定した旨報告があった。

令和二年八月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

施設 の 名 称	藤原老人憩いの家	
所 在 地	久米郡美咲町藤原一九九番地一	
施設 の 管 理 者	美咲町長	
施設 の 程 度	面 積	一五〇㎡
	収 容 人 員	一〇〇人
照 明	有	
指 定 年 月 日	令和二年七月二十八日	

◎岡山県選管告示第四十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設として、新見市選挙管理委員会から、次の施設を指定した旨報告があった。

令和二年八月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

施設 の 名 称	新見市哲多総合センター	
所 在 地	新見市哲多町本郷六六四番地一	
施設 の 管 理 者	新見市長	
施 設 の 程 度	面 積	五一七・二二㎡
	収 容 人 員	五〇〇人
照 明 度	有	
指 定 年 月 日	令和二年八月六日	

◎岡山県選管告示第四十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設について、美咲町選挙管理委員会から、次の施設の指定を取り消した旨報告があつた。

令和二年八月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

施設 の 名 称	美咲町立柵原児童会館
所 在 地	久米郡美咲町藤原三五番地八
施設 の 管 理 者	美咲町長
指 定 取 消 年 月 日	令和二年七月二十八日

◎岡山県選管告示第四十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設について、新見市選挙管理委員会から、次の施設の指定を取り消した旨報告があつた。

令和二年八月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

新見市夢ひろば萬歳	施設 の 名 称	新見市哲多町矢戸六八五番地一	所 在 地	新見市長	施設 の 管 理 者	令和二年八月六日	指 定 取 消 年 月 日
-----------	-------------------	----------------	-------------	------	------------------------	----------	---------------------------------